

I 認定基準

下記診断基準でメニエール病確定診断例（Certain）及び確実例（Definite）に該当するものを助成の対象とする。（※ メニエール病非定型例は、助成の対象とならない。）

<診断基準>（日本めまい平衡医学会作成の診断基準（2017年）に基づく）

A. 症状

1. めまい発作を反復する。めまいは誘因なく発症し、持続時間は10分程度から数時間程度。
2. めまい発作に伴って難聴、耳鳴、耳閉感などの聴覚症状が変動する。
3. 第VIII脳神経以外の神経症状がない。

B. 検査所見

1. 純音聴力検査において感音難聴を認め、初期にはめまい発作に関連して聴力レベルの変動を認める。
2. 平衡機能検査においてめまい発作に関連して水平性または水平回旋混合性眼振や体平衡障害などの内耳前庭障害の所見を認める。
3. 神経学的検査においてめまいに関連する第VIII脳神経以外の障害を認めない。
4. メニエール病と類似した難聴を伴うめまいを呈する内耳・後迷路性疾患、小脳、脳幹を中心とした中枢性疾患など、原因既知の疾患を除外できる。
5. 聴覚症状のある耳に造影MRIで内リンパ水腫を認める。

診断

メニエール病確定診断例（Certain Meniere's disease）

A. 症状の3項目を満たし、B. 検査所見の5項目を満たしたものの。

メニエール病確実例（Definite Meniere's disease）

A. 症状の3項目を満たし、B. 検査所見の1～4の項目を満たしたものの。

メニエール病疑い例（Probable Meniere's disease）

A. 症状の3項目を満たしたものの。

診断にあたっての注意事項

メニエール病の初回発作時には、めまいを伴う突発性難聴と鑑別できない場合が多く、診断基準に示す発作の反復を確認後にメニエール病確実例と診断する。

II 香川県指定難病医療費助成の範囲

1. 認定期間は、原則として1年とする。（更新可）
2. 1年を経過した時点において、めまい症状・聴力等に変動がない場合は更新しない。
ただし、めまい発作・聴力等の変動があり、治療継続の必要性がある場合には更新できるものとする。